破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第３０１号

群馬県甘楽郡下仁田町大字上小坂522番地
債務者　神宮　米子

1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳澤　和良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月10日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１１８１号

神戸市北区ひよどり台南町２丁目４番地の15
債務者　中野　　勇

1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　稔規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月16日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４１７号

兵庫県川西市小花２丁目10番２―305号
債務者　小西　理友

1　決定年月日時　平成25年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　有輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月25日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第５８４号

大阪府泉佐野市日根野4091番地ふぁみーゆ泉佐野弐番館603号室、住民票上の住所兵庫県加古川市尾上町口里609番地
債務者　岩城　一郎

1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷林　一憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５９２号

兵庫県姫路市勝原区山戸171番地１
債務者　丸尾　高正

1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤松　範夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月25日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５９３号

兵庫県姫路市勝原区山戸171番地１
債務者　丸尾　英子

1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤松　範夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月25日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５号

宮崎市太田２丁目１番33号
債務者　菊木　鶴子

1　決定年月日時　平成25年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　衞藤　　彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月22日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第６８３号

大阪府泉佐野市上之郷1675番地、前住所兵庫県宝塚市中山台１丁目８番15号
債務者　山田　泰司

1　決定年月日時　平成25年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　　豪
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係